

生成AI アートもデータ

対価なく模倣「道義に反する」

時時刻刻

1面から続く

「道義に反する」ことが起きた

昨夏、オルティスさんはその頃公開された画像生成AI「ステープルディフュージョン」などで、自分の作品に似た多くの画像をみつけた。



アーティストのカーラ・オルティスさん。女神のような女性の絵（右）をまねた多くの画像がネット上で見つかったという＝3月20日、サンフランシスコ、五十嵐大介撮影

これらの生成AIは、LAIION（ライオン）と呼ばれる画像データをもとに学習されていた。ドイツの非営利団体が無料で公開するデータで、昨年公開された「LAIION-5B」は、ネット上の約58億の画像と文字データを集められている。

40万回超生成も

調べると、オルティスさんの名前で生成された画像が約2500点あった。知人の中には40万回以上も模倣された作家もいた。オルティスさんは、自らが理事を務める芸術家団体の仲間と連絡を取り、カナダのAI専門家に相談。専門家も、アーティストの作品が許可なくAIの学習データに含まれていたことに驚いていたという。

「IT大手によるデータ収集は過去にも問題になったが、今回の件ははるかにひどい。この手法が正当化されるのは間違っている」と提訴は米国で注目を集めた。シカゴ大のベン・ジャコ教授らは、オルティスさんらの話を聞き、生成AIによる模倣を防ぐソフトウェア「Glaze（グレイズ）」を開発した。グレイズで自分の画像をアップロードして数十分待つと、データに微細な加工を施してくれる。人間の目では見分けがつかないが、AIがこの画像で学習すると、元の画風とまったく異なる画像として認識され、模倣を防げるという。ソフトは3月に無料公開後、2万回以上ダウンロードされている。

日本でも、ネットで活動するイラストレーターが「AI学習禁止」を宣言するなど、懸念の声がある。ロボット研究者でありながら、画像生成AIの開発を手がける尾崎安範さん（33）も懸念を抱く一人。「イラストレーターにとって画風は自身の人格に直結するもの。AIに一方的に自に開発している。けれど、AIが人間の脳神経のつながりをまねた「ニューラルネットワーク」と「ディープラーニング（深層学習、DL）」と呼ばれる技術だ。多層の神経のつながりを模した計算方法を使い、大量のデータを使って学び、精度を高めていく手法を指す。

「AI研究者の川村秀憲・北海道大学教授は「まるで人と会話している」と錯覚する精度まで来た」と語る。画像生成AIも「ステープルディフュージョン」などが次々に登場。ウェブ上の膨大な画像と、その画像を説明する文章のペアを大量に読み込んで、言葉と画像の対応関係を学習している。

大量学習の手法で飛躍

生成方法見えにくく懸念も

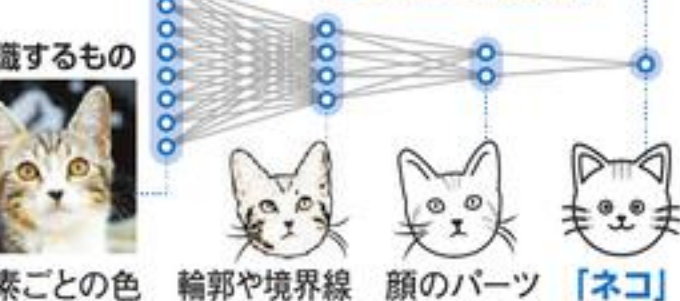
AI研究はもとも、コンピュータに人間の知能を持たせたり、人間が行う分析や判断を機械にさせる。1956年、米国で初めて「人工知能」という言葉が使われた。近年の進歩につながった

AI研究の歴史

英数学者アラン・チューリング「考える機械」の概念を発表

56 米国で初めて「人工知能」という言葉が使われる

2012 グーグルのAIが大量の画像の中から「ネコ」を認識



17 「アルファ碁」が最強の棋士に勝利 勝つ方法をAIが学ぶ「強化学習」に注目

22 誰でも使える生成AI相次ぎ登場 大規模なAIモデル 新しい深層学習、強化学習で高い対話能力

対話型AI「チャットGPT」

画像生成AI「ステープルディフュージョン」 「ステープルディフュージョン」に描かせた「サングラスをかけたネコ」

「AIが次々に登場した。対話型AI「チャットGPT」は、これまでのAIチャットより、長い文章や質問の流れを踏まえて回答してくれる。言葉遣いも自然で、AIが人間に近づいた。近年の大規模モデルと呼ばれるAIは、一部の巨大IT企業にしか開発できないとして、寡占への懸念も出ている。」

「AIによりアーティストの仕事が減るようなことになれば、後進の若者も減り、「AIを訓練する新しいアートも生まれなくなる」と懸念する。

「すでに声優や音楽家も影響を受け始めている。AI規制を作らない限り、現実に起こりうる」と懸念する。一方、テック企業は真向から反論する。米著作権法では、目的の公正さなど一定の要件を満たせば著作権の侵害にはならない「フェアユース」を認めてきた。

「AI学習に不当に害する場合同法」について指針を作り、自由に学習できるとき、許諾に基づいてやるべきときの場合分けをするのが良いのではないかと、基礎的な研究のためや、非営利で公益的な目的のための学習など、一定の学習は自由で認めるべきだ」と話す。

許諾なく学習 国内は合法 競争力強化狙い 18年に法整備

「AI学習に不当に害する場合同法」について指針を作り、自由に学習できるとき、許諾に基づいてやるべきときの場合分けをするのが良いのではないかと、基礎的な研究のためや、非営利で公益的な目的のための学習など、一定の学習は自由で認めるべきだ」と話す。

「AI学習に不当に害する場合同法」について指針を作り、自由に学習できるとき、許諾に基づいてやるべきときの場合分けをするのが良いのではないかと、基礎的な研究のためや、非営利で公益的な目的のための学習など、一定の学習は自由で認めるべきだ」と話す。

「AI学習に不当に害する場合同法」について指針を作り、自由に学習できるとき、許諾に基づいてやるべきときの場合分けをするのが良いのではないかと、基礎的な研究のためや、非営利で公益的な目的のための学習など、一定の学習は自由で認めるべきだ」と話す。